

安全保障理事会決議 2350 (2017)

2017年4月13日、安全保障理事会第7924回会合にて採択

安全保障理事会は、

ハイチに関する安保理の従前の諸決議、とりわけ安保理諸決議 2313 (2016)、2243 (2015)、2180 (2014)、2119 (2013)、2070 (2012)、2012 (2011)、1944 (2010)、1927 (2010)、1908 (2010)、1892 (2009)、1840 (2008)、1780 (2007)、1743 (2007)、1702 (2006)、1658 (2006)、1608 (2005)、1576 (2004) および 1542 (2004) を再確認し、

2017年2月7日の選挙過程の平和裡の完了および憲法秩序への復帰を伴って達成された安定化に向けた主要な里程標を認識し、そして選挙が信頼に足るまた包摂的なやり方で実施されそして大部分は平和的な環境で開催されることを確保することに向けたその取組について、ハイチ当局、とりわけハイチ暫定選挙評議会とハイチ国家警察 (HNP) を称賛し、

ハイチの主権、独立、領土保全および統一に対する安保理の強い公約を再確認し、

ハイチにおける政治過程、警察のプロ化を支援するまた安全で安定した環境の維持における事務総長特別代表の取組および国際連合ハイチ安定化ミッション (MINUSTAH) の役割を称賛し、

MINUSTAH の要員に対するまた MINUSTAH に要員を提供した全ての加盟国に対する安保理の深い感謝の念を表明しまた公務中に傷ついたり殺害された者に敬意を表し、2010年の地震以後に実施された広範囲に及ぶ再建努力を含む、MINUSTAH によって達成された上手くいった活動を称賛し、

HNP の現在進行中の強化、プロ化および改革を歓迎し、同時に HNP が、その地理的に及ぶ範囲を拡大することとその技術的な能力を構築すること、並びに、適切な場合には、そのコミュニティを基盤とする計画によるものを含む、その憲法上の任務を遂行できるように HNP に対する継続した国際的支援の必要性に留意し、HNP と国際連合警察 (UNPOL) 共同の能力および必要性評価に基づいて策定された、HNP の 2017-2021 戦略策定計画の重要性を確認し、

特にハイチ政府の能力を構築すること、過去 13 年間の成果を定着させることとそれらに基礎を置くことにおいて、ハイチの長期の安全と開発のための国際連合と国際社会の継続した支援の重要性を強調し、

安保理諸決議 1645 (2005) および 2282 (2016) を想起しそしてハイチにおける課題の相互に結びついた性質に対処するためその平和構築を実施することと平和戦略を維持することにおける国の政府の主要な責任を再確認し、平和構築と平和を維持することに対する持続可能な開発の貢献を強調し、そしてこれに関連して、国の主体的取組、包摂性および市民社会が、社会のあらゆる階層の必要性を確保するため国の平和構築過程と目標を先に進めるために果たすことができる役割の重要性が考慮されることを強調し、

重要な進展が為されてきたとは言え、ハイチは、特にハリケーン・マシューの直後における、著しい人道的課題に直面し続けていることを認め、またハイチの再建、並びに効果的な、調整された、称賛に足る国際的な開発援助を通じた、女性と青年を含む、ハイチの社会的および経済的發展並びにこの援助から利益を得るハイチの制度的能力の増加における進展が、永続的なまた持続可能な安定を達成することに非常に重要であることを確認し、そして自然災害に対する同国の極端な脆弱性に対処する危機削減と準備における取組、その中で、国際連合国別現地チーム (UNCT) の支援を得て、ハイチ政府が主導的役割を果たす取組を含む、その社会的、経済的および環境的側面における持続可能な開発を伴うことになっている安全保障の必要性をくり返し表明し、

国際連合の「ハイチにおけるこれらに対する新しい対処方法」に関する総会決議 A/RES/71/161 を歓迎し、この新しい対処方法は、DSRSG/HC/RC の調整の下での UNCT の責任の下に含まれることに留意し、

国内人権機関の強化並びに女性と子どもを含む人権に対する尊重、適法手続と犯罪行為、性的およびジェンダーに基づく暴力と闘うこと、そして刑事責任の免除に終止符を打つことと責任を確保することは、司法に対するアクセスを含む、ハイチにおける法の支配と安全を確保することに欠くことができないことを認識し、

MINUSTAH 統合計画の完了と移行計画の実施で、ハイチ政府、国際連合および；国際社会の中の相互責任の幅広い枠組が、同国における継続する国際連合駐留の支援の有効性を高める国別戦略の一部として策定されることができるとを考慮し、

決議 2313 (2016) において安保理により要請された戦略的評価ミッションからの所見と勧告を含む、2017年3月16日の事務総長報告書 (S/2017/223) およびハイチ政府を支援し続け、政府機関を強化しそして法の支配、警察開発および人権に対する国の能力を強化することによる利益を固めるために、新しい国際連合平和維持ミッションが、2017年10月15日までの MINUSTAH の終了に続いてハイチに設立されるという事務総長の勧告を歓迎し、

国際連合憲章の下での国際の平和および安全の維持に対する安保理の主要な責任に留意し、

決議 1542 (2004) の主文の第7項の第1節に詳述された、また新しいミッションに関連する主文の第5項から14項に関連して、国際連合憲章の第7章に基づいて行動して、

1. 安保理諸決議 2313 (2016)、2243 (2015)、2180 (2014)、2119 (2013)、2070 (2012)、2012 (2011)、1944 (2010)、1927 (2010)、1908 (2010)、1892 (2009)、1840 (2008)、1780 (2007)、1743 (2007)、1702 (2006)、1658 (2006)、1608 (2005)、1576 (2004) および 1542 (2004) に含まれた MINUSTAH の職務権限を、6か月の最終期間の間延長すること、そして同ミッションは2017年10月15日までに終了するものとするを決定する。

2. MINUSTAH の軍事部門は、最終の6か月の期間の間、段階的に縮小するものとし、2017年10月15日までにハイチから完全に撤退することを決定する。

3. ハイチにおける法の支配の改善の枠組において、刑務所管理局 (DAP) の管理を強化するためのその取組におけるものを含む、司法部門と HNP の能力を強化することは、ハイチの安全上の必要性に対する時宜を得たまた完全な責任を果たすハイチ政府にとって最も重要であることを再確認する。

4. 事務総長に対し、主要な任務が明確にされそして適切な支援能力が維持されることを確実にしている段階的に実行されたやり方で、MINUSTAH の任務を削減することを直ちに始めることを要請し、

そして MINUSTAH に対し、取組を優先させることと第 5 項において設立された、国際連合ハイチ司法支援ミッション (MINUJUSTH) への上手くいくまた責任のある移行と HNP の制度上のまた業務上の能力を更に強化することを確実にすることを更に要請する。

5. 2017 年 10 月 16 日から 2018 年 4 月 15 日までの 6 か月の当初期間の間、七つの編成された警察部隊 (FPUs) (または 980 名の FPU 要員) と 295 名の個々の警察官 (IPOs) までで構成されるものとする、ハイチにおける後継の平和維持ミッション、MINUJUSTH、を設立することを決定し、そして上述の水準に達することの重要性を強調する。

6. MINUJUSTH は、ハイチにおける法の支配機関を強化するためハイチ政府を支援し、HNP を更に支援し且つ開発し、そして人権監視、報告および分析に従事することを負託されるものとするを更に決定する。

7. MINUJUSTH は、事務総長特別代表によって率いられ、そして事務総長特別代表は、職務権限の完全実施を確保するため政治的レベルでの周旋および政策提言役割もまた果たすことを更に決定する。

8. MINUJUSTH は、HNP に対する業務支援の提供を通じた過去の安全上の利益を守るために五つの地域的な部門に展開された、MINUSTAH の現在の 11 から削減された、七つの FPUs を保持するものとする。また FPUs の数は、減る方向で調整されそして計画された二年の時間的枠組の範囲内の HNP の段階的な増強と調和させられるものとすることを強調する。

9. MINUSTAH の承認された 1,001 名から削減された 295 名の IPOs は、HNP の戦略策定計画 2017-2021 における優先事項の実施において主要な役割を果たすことを強調する。

10. 50 の現在の水準から削減された 38 の政府が提供した矯正要員は、DAP 管理を強化する取組において HNP とより十分に関与することにおいて主要な役割を果たすことを更に強調する。

11. 共同体暴力削減取組を含む、MINUJUSTH の法の支配取組および適切な場合にはすぐに効果のでる事業は、開発関係者に対する継続した、漸進的な移行に向けた戦略の一部であることを決定する。

12. MINUJUSTH に対し、HNP を支援しまた開発するためそして第 13 項におけるその職務権限を実行するためあらゆる必要な手段を使う権限を与える。

13. 同ミッションに対し、必要な場合には、その能力および展開の範囲内において、物理的暴力の急迫した脅威の下で文民を保護する権限を更に与える。

14. 事務総長に対し、医療支援を確実にすること、そしてハイチ全土に迅速に治安部隊を展開するためまた HNP の支援において必要な航空資産をまた確実にすることを要請する。

15. その職務権限全体を通じた分野横断的問題としてジェンダーの主流化を十分に考慮しそしてあらゆる段階での女性の参加、関与および代表を確実にすることにおいてハイチ政府を支援する MINUJUSTH の重要性を再確認する。

16. 同国の開発のあらゆる側面についてのハイチ政府とハイチ国民の主体的取組と主要な責任を認識し、そして MINUJUSTH に対し、利用可能な手段の範囲内でまたその職務権限に適合して、兵站的なまた技術的な専門知識を提供するその取組を継続することを奨励する。

17. 安保理決議 2272 (2016) および全てのその他の関連する国際連合諸決議を想起し、そして事務総長に対し、性的搾取および虐待に関する国際連合ゼロ・トレランス政策の全ての MINUSTHA と MINUJUSTH の要員の完全遵守を確保し、そして安保理へ知らせ続けるために必要な措置を講じることを要請し、また部隊および警察要員提供諸国に対し、不正行為を防止することにおける取組を倍加することそして自らの要員が関与した行為が、適正に調査され罰せられることを確実にすることを促す。

18. 努力を必要とするような環境において国際連合の任務を履行している部隊および警察要員提供諸国の関与を称賛し、そしてこの点について、効果的な任務の実施に悪く影響する可能性のある、申告されていない国の異議申立、効果的な指揮統制の欠如、命令に服従することの拒否、文民に対する攻撃への対応の失敗および不適切な装備の問題に対処することの重要性を強調する。

19. MINUSTAH と MINUJUSTH との間の成功裡のまた責任のある移行の重要性を更に確認しそ

して MINUJUSTH と UNCT との間の調整の重要性を強調し、そして事務総長に対し、できるだけ早い日に、MINUJUSTH 事前計画チームを設立することを更に要請する。

20. 事務総長に対し、生じるであろう任務の移行を詳しく述べつつまた同国において残っている安定化の必要性に対処しつつ、MINUJUSTH が、MINUSTAH の終了に続いて直ちに運用化するために、第 1 項に言及された 6 か月の期間内に MINUSTAH と UNCT の合同移行計画を完了することを要請する。

21. 事務総長に対し、その採択から 90 日と 180 日以内に、並びに MINUJUSTH の当初の職務権限の終了の 30 日前までに評価報告書において、職務権限の実施の失敗のあらゆる事例を含む、この決議の実施について、安全保障理事会に報告することを要請する。

22. 最初の 90 日報告書は、第 20 項に言及された MINUSTAH と UNCT の合同移行計画に関する詳細を含むことを要請し、そして第 21 項に言及された評価報告書は、平和を維持することと平和構築においてハイチ政府の取組を支援することを継続するためハイチにおける平和維持活動でない国際連合駐留への十分に策定されたまた明確に基準に照らして評価された二年の計画された出口戦略を規定することを更に要請する。

23. 恒久的な安全と安定に向けてハイチが為してきた進展を保存するため、ハイチにおける条件を再検討し続け、そして必要な場合には、MINUJUSTH の職務権限と警察の部隊水準を適合させることを審議する安保理の意図を表明する。

24. この問題に引き続き積極的に取り組むことを決定する。